しあわせ

No.129

編集・発行：社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
〒662-0913　西宮市染殿町８－17
西宮市総合福祉センター内
TEL:0798（34）3363　FAX:0798（35）1132
http://www.n-shakyo.jp

一人ひとりが自分らしく主体的に生きるために
福祉サービス利用者・当事者を支える社協活動
～利用者・当事者の思いや立場に寄り添いながら～

当事者とは
福祉課題や問題を抱えている（福祉ニーズをもつ）本人や家族のこと。現在では、当事者自身の選択、自己決定が重視されてきている。

今なぜ利用者支援、当事者支援が必要なのか

社会福祉のしくみは、これまでの「措置制度」から、利用者がサービス提供事業者を選び、利用者と事業者が契約を行う「利用契約制度」に変わってきています。

保育所への入所や、公的介護保険制度がすでに実施されています。また、平成15年4月からは、障害者福祉分野も、契約でサービスを受ける「支援費制度」に変わります。

「利用契約制度」になると、利用者はサービス事業者を自由に選ぶことができて、事業者と対等な関係で契約を結び、自分に合ったサービスを受けることができます。

しかし、利用者・当事者の方々からは…

●事業者を選ぶといっても、何を基準に選べばいいの？

●どこに、どんなサービスをしてくれる事業者があるのかわからない。

●最近、忘れっぽくなって、自分で決めろと言われても、どうしたらいいのか不安になる…

など、「契約」というしくみに不安を感じる声も聞かれます。

その原因には、利用者がサービス事業者を選ぶときの必要な情報が不足していることや、判断能力に不安のある人には、自分で決定すること自体が難しいなど、現状では、まだまだ利用者自らの意思と判断によって必要なサービスを選択できる状況ではありません。当事者は、どうしたらよいのかわからず、一人で悩みを抱えることになります。

そこで必要となってくるのが、利用者支援、当事者支援なのです。

利用者支援、当事者支援とは

利用者、当事者が地域社会で孤立することなく、自分らしい生活を実現できるように支援を行うものです。

「聞いてほしい」「受け止めてほしい」という利用者、当事者の思いや願いに寄り添いながら、「自分らしく生きたい」という自己決定への支援を行っていきます。その基本は、本人の意思の尊重であり、その意思や意向に即した援助が必要となります。

西宮市社会福祉協議会（市社協）では、このような利用者支援、当事者支援として、これからご紹介する活動をすすめています。

福祉サービス利用援助事業

『判断能力に不安のある方も、地域で安心して暮らしていけるよう、利用者支援を行います』

福祉サービス利用援助事業の対象は、判断能力に不安のある痴呆症や、知的障害、精神障害のある方々です。社協との契約によって、生活支援員が家庭を訪問し、利用者の意思、意向に添いながら、福祉サービスに関する情報提供、助言、日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

ここでは、この事業を利用することで、地域で安心して暮らされている高齢者の方の事例を紹介します。

～その人らしく生活できるために～

本事業契約後、介護保険サービスの利用手続きを支援し、訪問介護とデイケアサービスを利用。生活支援員は、週1回、Aさん宅を訪問し、生活費の引き落とし、サービス利用料、公共料金の支払いなどの支援をしています。

今では、Aさん自身、生活のリズムもでき、安心して自分の家で生活されています。

Aさん（78歳）は、子どももなく、数年前夫に先立たれ、一人暮らし。介護保険制度で要介護1と認定されていますが、他人の世話になりたくないと一人で生活してきました。

ある日、郵便ポストに新聞がたまっているのを不審に思った民生委員が訪問すると、Aさんは衣類などが散乱した部屋の中でうずくまっていました。事情を聞くと、「年金を引き出しに行こうと思って通帳と印鑑を探してるけど、見つからない。買い物にも行けないし、ここ数日何も食べてない」と、力なく話されました。

そのことを聞いた民生委員が、Aさんに福祉サービス利用援助事業の利用を勧めると、「本当は不安だったけど、どうしたらいいのかわからなくて。助けてもらえるならぜひ利用したい。」と、この事業を利用することになりました。

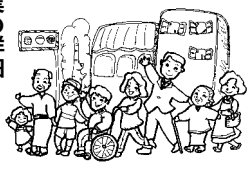

事業の詳細・お問い合わせは、地域生活支援係まで
☎（0798）23・1143

小地域（住民）福祉活動の中で

〈地区ボランティアセンター〉

住民相互の助け合い活動の拠点として、各社協支部分区で設置が進められており、現在30カ所開設しています。

それぞれ地域内の福祉に関する相談、情報の提供、ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしようとする人とを結ぶ活動などを、地域住民の手で行われています。

〈ふれあい昼食会〉

ひとり暮らしのお年よりや高齢者世帯を対象に、現在市内59カ所で実施されています。

食事は、ボランティアの方々の手作りで、孤独になりがちな高齢者と地域をつなぐ場となっています。

〈ふれあいいきいきサロン〉

地域住民が、気軽におしゃべりをしたり、手芸品や小物をつくったりしながら、楽しく集える場として、各地区で徐々に広がってきています。

〈子育て支援活動〉

少子・核家族化などによって、孤立しがちな育児家庭が増えています。各地域では、親子が楽しく集える場を提供し、子育て中の家庭を支える取り組みが始まっています。

これらの小地域福祉活動の詳細・お問い合わせは
地域福祉課　☎（0798）34－3363　まで

高齢者 介護者の会

同じ問題を抱える当事者同士が出会い、自分の悩みを打ち明け、そして仲間の話を聞くことで、「同じ悩みを持っている人がいるんだ」「自分は一人きりじゃないんだ」と気づき、生きる勇気や希望を得ることができる。それが、当事者の会です。

市社協では、痴呆性老人介護者の会『**さくら会**』と、高齢者（ねたきり）介護者の集い『**ひまわり会**』の活動支援を行っています。

月1回の定例会では、介護の方法をアドバイスし合ったり、情報交換を行いながら、会員同士お互いに支え合って介護を続けておられます。

また、介護保険サービスを利用するにあたって、介護者自らが知りたい情報を集めようと、事業者へアンケート調査を行い会員に情報提供したり、利用者側の意見や要望をとりまとめて、行政や事業者に届ける活動も続けています。今年度は、両会合同で在宅・施設サービスを行う市内の事業者へアンケート調査を実施する予定です。

現在介護でお悩みの方、どうぞ『介護者の会』にご参加ください。

●『さくら会』定例会
第4金曜日1：3～

●『ひまわり会』定例会
最終水曜日1：3～

会場：総合福祉センターほか、会報発行、学習会、施設見学などの活動を行っています。

※両会とも、
会費：年額1200円（月額100円）

さくら会・ひまわり会への入会やお問い合わせは、地域生活支援係まで
☎（0798）23・1143

障害者生活相談・支援センター『のまネット西宮』

『このまちで一人ひとりがその人らしく！　地域生活を情報とネットワークでサポート』

『のまネット西宮』は、障害者の豊かな生活と社会参加の推進に向けて総合的な生活相談・支援を行うセンターとして、今年4月にオープンしました。（「西宮市障害者生活支援事業」を受託）

開設以来、のべ350名の方々が相談に来られています。相談の内容は、福祉サービスに関すること、生活の場の確保や、仕事場での問題、余暇活動の紹介などさまざまです。すぐに解決に結びつかない場合も多く、継続して相談を受けています。

また、自立生活をすすめる方が、介護者コーディネートや金銭管理の支援等を確保していけるよう、利用されている施設・機関等と連携して取り組みをすすめています。

いよいよ支援費制度の申請が始まります。制度をよく知り、活用を！

8月6日に実施した「障害福祉支援費制度セミナー」では、200名以上の参加があり、支援費制度への関心の大きさを感じました。当事者、福祉関係者だけでなく、広く市民の皆さまにも障害福祉の新たな展開を理解していただき、みんなで地域福祉を進めていくことが大切です。今後も、引き続きセミナーを開催していく予定ですので、ふるってご参加ください。

また、支援費制度について、その手続きやサービスの情報など、お気軽にご相談ください。このまちで一人ひとりがその人らしく安心して暮らしていけるよう、情報提供や相談・支援に努めます。

支援費制度についてのご相談の際は、事前に日時や内容についてご連絡（予約）くだされば、ありがたいです。

『のまネット西宮』
総合福祉センター1階
☎（0798）37・1300
FAX 34・5858
木曜日以外の毎日
9時～17時
火・金曜は2時3分まで
（国民の休日及びセンター臨時休館日は休業）

社協会員を募集しています

「社協会員」とは社会福祉に理解と関心を持ち、会費を納入することで、社協の活動を支えてくださる方です。

どんなことに使われているの？

市社協では、住民の皆様がこの西宮でよりよい生活を送れるように、様々な社会福祉事業・活動を行なっています。会費は主に、先にご紹介した「地区ボランティアセンター」や「ふれあい昼食会」といった身近な地域福祉活動に活用されています。

今後、地域福祉活動のより一層の充実を図るためにも、皆様のご協力が必要となります。

会員会費の募集は、支部分区の役員の方々から、各地域に応じた方法で募集させていただきます。

お住まいの地区での加入方法がご不明なときは、事務局までお問い合わせください。

《会員の種類及び会費》

区分		会費(年間：一口)
(1)個人会員	西宮市内に居住されている方	500円
(2)団体会員	西宮市内の施設、団体及び事業所	5,000円
(3)賛助会員	①西宮市外に居住されている方	500円
	②西宮市外の施設、団体及び事業所	5,000円

お問い合わせ先　総務課
☎（0798）37・0010
FAX 35・5500